

平成23年10月20日

株式会社テレビ神奈川

代表取締役社長 山崎行雄 様

財団法人 神奈川県身体障害者協会
理事長 戸井田 俊平



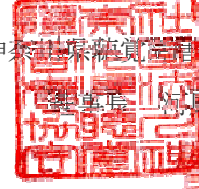
社団法人 横浜市身体障害者団体連合会
理事長 平井 誠



財団法人 川崎市身体障害者協会
会長 中込 繁典



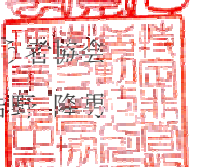
社団法人 神奈川県聴覚障害者協会
理事長 河原 雅浩



社団法人 横浜市聴覚障害者協会
理事長 井上 正典



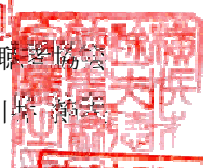
特定非営利活動法人 川崎市ろう者協会
理事長 吉野 隆男



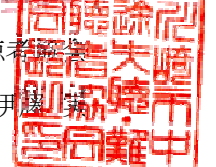
神奈川県中途失聴・難聴者協会
会長 市川 明



横浜市中途失聴・難聴者協会
会長 川岸 裕三



川崎市中途失聴・難聴者協会
会長 伊藤 新



テレビ神奈川の放送番組への字幕付与の要望

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は聴覚障害者の福祉向上について、ご理解ご高配いただき、誠にありがとうございます。

さて、地デジに変わった受像機は字幕表示システムが内蔵され、情報バリアフリーも徐々に進みつつあります。

既に貴社の放送番組の一部では手話通訳者による手話表示がなされており、情報バリアフリー化への貢献と貴社の努力に感謝する次第です。

しかし、その一方字幕表示番組は殆どなく、未だ残念の感が拭えません。

特に、中途失聴・難聴者は手話を理解できないものが多く、また、高齢化社会が進む中で、老人性難聴者も増え、字幕の需要も増大しています。

聴覚障害者が地域情報を得るために、また、3月11日の東日本大震災以降、私達にとって緊急災害情報の伝達については人命にも関わる喫緊の課題と捉えており、その点からも地域に密着した貴社の放送番組に是非字幕を付していただきたくお願い申し上げます。

また、昨年から内閣府において、障がい者制度改革推進会議が始まり、国際連合で採択された障害者権利条約の批准のための国内法の整備が始まっております。これら法の整備に当たり、以下の点から貴社の放送番組への字幕付与を要望します。

1 厚生労働省(以下「厚労省」)の聴覚障害者のコミュニケーション方法の統計資料(参考資料1)によると聴覚障害者全体から見て、要約筆記(字幕・文字表示)の需要は手話の1.6倍にあり、手話の付与とともに、字幕の付与も不可欠です。厚労省の統計では聴覚障害者の人数は約36万人とありますが、日本医師会及び日本補聴器工業会の調査結果ではいずれも難聴者人口は1000万人以上と推定されています。(参考資料2)これを神奈川県に当て嵌めると、70万人以上となります。神奈川県で聴覚障害者認定を受けている者は2万人余りですが、現実にはその35倍以上となる70万人以上の難聴者(高齢者難聴者も含む)と推定され、その殆どが手話だけでは番組内容が分からないのが現状です。

2 高齢者の人口に占める割合が増加する中、高齢による難聴者も増えています。行動が狭くなりしがちな高齢者は日々の生活情報をテレビに求めております。従って、全ての番組への字幕付与を要望しますが、まずは非常時のニュースや、平時の日常生活に密着した地域情報番組など、ライフライン性の強い情報番組の字幕をお願いしたい。

また、県下各自治体の各種政策・施策、或いは広報番組、地方選挙時の政見放送などの公共性の高さから字幕付与の必要性を強く感じます。

3 3.11に発生した東日本大震災において、被災地の難聴者への支援を実施するため、アンケート調査を実施しました。その結果被災地の難聴者は地域情報取得のため、字幕配信の要望が強く上がっています。当該アンケート調査の参考まとめは以下のURLの通り。

<http://www.normanet.ne.jp/~miyanan/201105.pdf>

神奈川県下においても地震の可能性が取沙汰されており、いざという場合に対する備えが必要です。今から字幕配信準備の必要性を強く感じます。

障害者権利条約には障害者がテレビ番組の享受できることが謳われ、聴覚障害者の場合は字幕・手話表示が必要です。(参考資料3) 障害者権利条約批准のための国内法の準備は先ず障害者

基本法が検討され、平成23年7月29日、参議院で、可決成立しました。その中にも、放送の利便性(聴覚障害の場合は字幕・手話表示が必要)が謳われています。(参考資料4)

4 字幕付与に関する技術的推進・改善

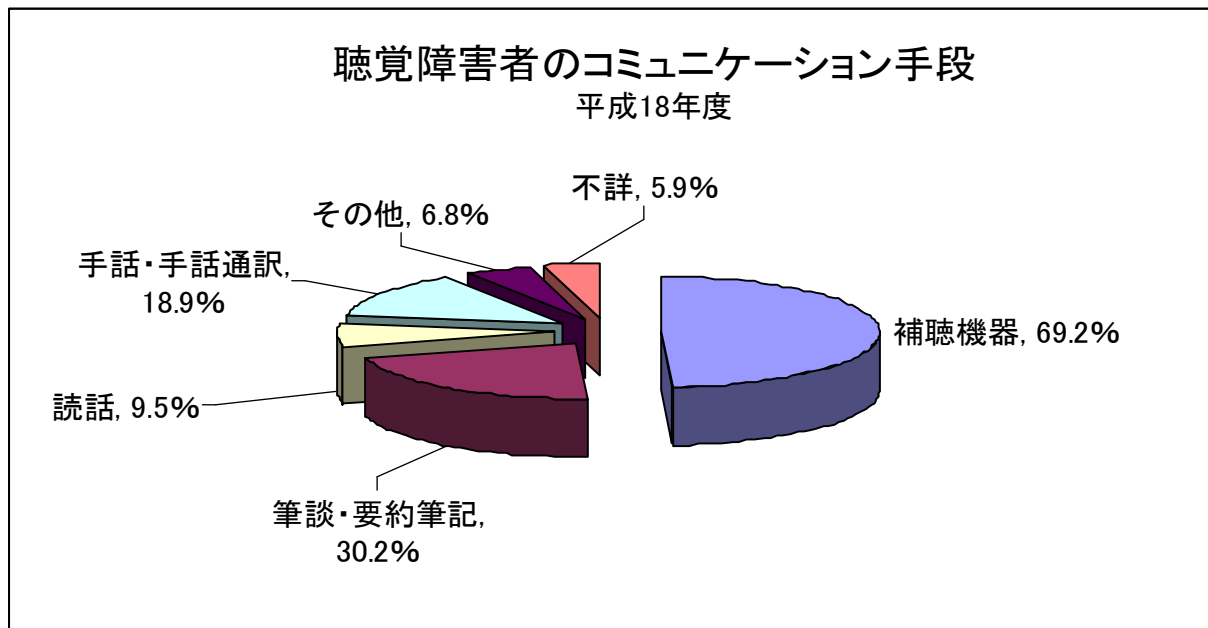
字幕を発信する専用装置が地方放送局に無いので、技術的に字幕付与は困難という話を聞きますが、インターネット・ウェブなどに字幕を発信する専用装置がなくても、字幕番組を放送できるとの情報がありました。現在でも直ぐに実行可能性のある技術を積極的に活用して、字幕番組を増やしていただきたい。

アナログ時代は字幕番組を見るためには特殊な字幕チューナーをテレビ受信機に備える必要がありました。地デジ時代になって、全ての地デジ受信機は字幕表示できる設計規格となり、放送局から字幕を送信すれば字幕を楽しめる環境になりました。日本人全員が字幕を見ることが出来ることで、テレビ視聴において、健常者と共感をもてます。そのためにも字幕付与のための技術革新の推進を望むものです。

参考資料

1 聴覚障害者のコミュニケーション手段

図1 資料:厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(平成18年)



2 難聴者の推計数

- (1) 1000万人強…「65歳以上の40%が老化による難聴」〔平成22年6月発行 日本医師会「日医ニュース」〕と「65歳以上人口2900万人」〔平成21年10月1日現在 総務省統計局〕を掛け合わせると1160万人。
- (2) 2000万人弱…「補聴器供給システムの在り方に関する研究」〔平成14年度 日本補聴器工

業会調査]では、「自覚のない補聴器潜在ユーザー」つまり「軽度の難聴予備軍」907万人を含めて、1944万人と推計。

⇒ (2)の「軽度の難聴予備軍」907万人を1944万から引いても1037万人で、どちらの数値から、少なくとも1000万人以上の難聴者が居ることが分かる。

上記情報の掲載 URL

日本医師会	www.med.or.jp/plaza/pdf/317.pdf
総務省 統計局	http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2009np/index.htm
日本補聴器工業会	http://www.hochouki.com/academy/news/program/index.html

3 国連総会における「障害者権利条約」の採択

2006年12月13日に開かれた第61回国連総会において、「障害者権利条約」が採択された。日本が条約を批准した場合、日本の法体系の中で、日本国憲法の下に位置し、国内法全般に反映させる必要があります。

条約第30条には、「文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」とあり、下記の内容が記述されています。

第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1 締約国は、障害者が他の者と平等に文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、障害者が次のことを行うことを確保するためのすべての適切な措置をとる。

- (a) 利用可能な様式を通じて、文化的な作品を享受すること。
 - (b) 利用可能な様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受すること。
-

その他、関連規定事項は以下の通り。

第九条「施設及びサービスの利用可能性」、アクセシビリティのことである。この中で、「情報通信（情報通信技術及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用することができることを確保するための適切な措置をとる」とある。

第二十一条「表現及び意見の自由並びに情報の利用」では、

- (a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用可能な様式及び技術により、適時に、かつ追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他のすべての利用可能な意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

4 改正された障害者基本法の関連事項 (情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二條 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。